

Vol.89

今回は消費税

相談事例紹介

会員相談室

相談委員 熊王 征秀 (武蔵野)



電話相談
受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約
面接相談・随時相談

03-5919-7157

高額特定資産の取得と簡易課税制度の選択

事例

3月決算法人であるA社は、以前より簡易課税制度の適用を受け、消費税の確定申告をしていたが、平成28年9月中に賃貸用の倉庫（取得価額はおよそ5千万円）を取得する予定があったことから、この倉庫の建築費について消費税の還付を受けるために、平成28年3月中に「簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した。

A社は、実額による課税仕入率が簡易課税制度の適用を受ける場合のみなし仕入率を大幅に下回るため、平成28年4月1日～平成29年3月31日課税期間分の確定申告において消費税の還付を受けた後は、なるべく早い事業年度（課税期間）から簡易課税制度の適用を受けたいと考えている。A社が簡易課税制度の適用を受けることができるのは、いつの課税期間からになるか。

回答

事例の倉庫に係る建築請負契約が平成27年12月31日までに締結されている場合には、平成28年4月1日～平成29年3月31日課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、平成29年4月1日～平成30年3月31日課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。

建築請負契約が平成28年1月1日以後に締結されている場合には、平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間は本則課税が強制適用となるので、平成30年4月1日～平成31年3月31日課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、平成31年4月1日～平成32年3月31日課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる。

検討

(1)高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例

平成28年度改正により、事業者（免税事業者を除く）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産（棚卸資産又は調整対象固定資産で税抜の支払対価の額が1千万円以上の資産）を取得した場合には、原則として3年間は本則課税が強制適用されることとなった（消法12の4・37③三、消令25の5）。本改正は、平成28年4月1日以後に取得した高額特定資産について適用される。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき取得した資産であれば、たとえ平成28年4月1日以後に取得した場合であっても改正法の適用はない（平成28年改正法附則32①・②）。

(2)22年度改正法との関係について

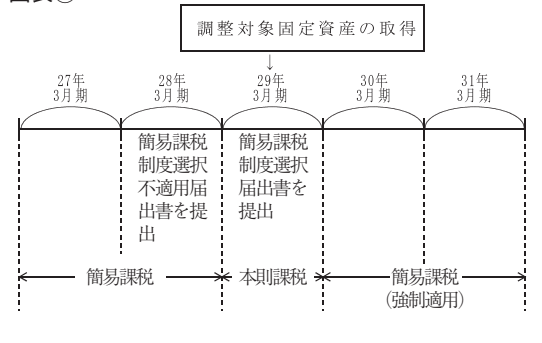
平成22年度改正では、下記①～③の期間中に調整対象固定資産を取得した場合には、原則として3年間は本則課税が強制適用されることと

なった（消法9⑦・12の2②・12の3③・37③一）。

- ①課税事業者を選択した場合の強制適用期間中
- ②資本金が1千万円以上の新設法人の基準期間がない事業年度中
- ③特定新規設立法人の基準期間がない事業年度中

したがって、簡易課税制度の適用を受けている事業者が「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して仕入控除税額の計算方法を本則課税に変更し、調整対象固定資産を取得したとしても、上記①から③に該当しない限り、22年度改正法は適用されないことになる。よって、本則課税に変更した課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出し、その翌課税期間から再び簡易課税制度の適用を受けることについて、何ら問題はない。ただし、再び簡易課税制度の適用を受けてからは、原則として2年間の継続適用義務があることに注意する必要がある（図表①）。

図表①



高額特定資産の取得と課税事業者の選択

事例

3月決算法人であるB社は、賃貸用の倉庫（取得価額はおよそ2千万円）を取得する予定があったことから、この倉庫の建築費について消費税の還付を受けるために、平成27年3月中に「課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している（消費税課税事業者選択届出書の適用開始課税期間の欄には「自平成27年4月1日至平成28年3月31日」と記載されている）。建築請負契約は平成27年12月31日までに締結しており、物件は平成28年の年初に完成引渡しの予定であったところ、諸般の事情により工事が中断したために、物件の完成時期が平成29年中に遅れることとなった。

B社が免税事業者となることができるのは、いつの事業年度（課税期間）からになるか。

回答

平成29年3月31日までに物件を取得した場合には、平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間は本則課税が強制適用となる。物件の取得が平成29年4月1日以後の場合には、平成29年4月1日～平成30

年3月31日課税期間中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、平成30年4月1日～平成31年3月31日課税期間から免税事業者となることができる。

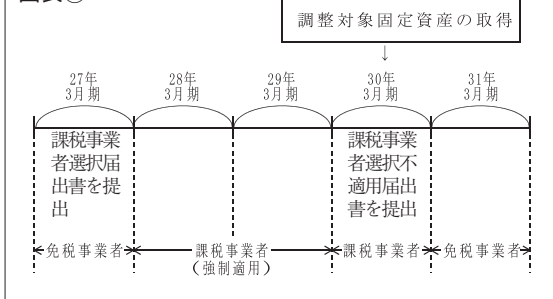
検討

22年度改正法は、課税事業者を選択した場合であれば、課税事業者としての強制適用期間中に調整対象固定資産を取得した場合に限り、いわゆる「3年縛り」が適用されることになる。本事例であれば、平成27年4月1日～平成29年3月31日までの間（課税事業者としての強制適用期間中）に調整対象固定資産を取得した場合には、その取得日の属する課税期間から「3年縛り」が適用されるので、平成28年4月1日～平成29年3月31日課税期間中に物件を取得すると、平成28年4月1日～平成31年3月31日までの間は免税事業者になることはできず、また、本則課税が強制適用となる（消法9⑦、37③）。

物件の取得が平成29年4月1日～平成30年3月31日課税期間となった場合には、同課税期間中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、平成30年4月1日～平成31年3月31日課税期間から免税事業者となることができる（図表②）。ただし、基準期間である平成28年4月1日～平成29年3月31日課税期間中の課税売上高が1千万円を超える場合には、「課税事業者選択不適用届出書」を提出することができたとしても、免税事業者となることはできない。この場合には、適用開始課税期間を平成30年4月1日～平成31年3月31日とする「課税事業者届出書（基準期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出することとされている（消法57①一）。

なお、事例においては建築請負契約が平成27年12月31日までに締結されていることから、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」の規定の適用はない（平成28年改正法附則32②）。

図表②



注) 内容は、平成28年9月17日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。